

第13 ふろがま

1 用語の定義

- (1) ふろがま
浴槽内の水を沸かすことを専用とする設備をいう。
なお、公衆浴場等に設置されるふろがまは条例第3条で規制する。
- (2) 内がま式と外がま式
ア 条例別表第3で規定する内がまとは、熱交換方式のものでかま本体で直接浴槽内の水を沸かす方式のものをいう。
イ 条例別表第3で規定する外がまとは、循環方式のもので循環パイプで浴槽内の水を循環させ湯を沸かす方式のものをいう。

2 条例等の運用

条例・条則の運用にあつては、次によること。

- (1) 第3章第1節第1「共通事項」(1. (8). (9). (11)を除く。)によること。
- (2) 条例第9条第1項第2号で規定する「空だき防止装置」については、次のいずれかによること。
ア 浴槽内に水がない場合、バーナーへの燃料通路を閉鎖することにより、空だきを防止する装置であること。
イ JIS S 2091で規定される「空だき安全装置」であること。